

# 長岡市社会福祉協議会 職員倫理綱領 解説

2010年11月21日 宣言

## (前 文)

長岡市社会福祉協議会は、これまで、市内各地区・地域の特性を尊重し、地域住民相互の支えあい、助け合い活動の体制整備を進めるとともに、社会福祉を目的とする事業の実施を通じ、地域福祉の向上に努めてきました。

法人化50周年を契機に、地域福祉のいっそうの推進を図り、職員一人ひとりが喜びと誇り、そして自信を持ち、地域住民に信頼される組織を目指すため、以下の「五心」を基本に、行動規範としての職員倫理綱領を定めます。

## 【解 説】

- ア) これまで、旧長岡地域においては、地区社協・地区福祉会を単位として、また、合併により新たに長岡市への仲間入りをした地域は旧市町村の範囲にて、それぞれの地域の特性を尊重したうえで、住民参加型在宅ヘルプサービス事業（ボランティア銀行）、ふれあい型食事サービス事業、小地域ネットワーク、ふれあい・いきいきサロン等に見られる、地域住民相互の支えあい、助け合い活動の体制整備を図ってきている。
- イ) 並行して、地域包括支援センター事業や、日常生活自立支援事業等の各種相談援助、また、介護保険制度下での居宅介護支援事業等に見られるサービスの総合調整、さらに、各種介護サービスの実施や、福祉教育の推進等、社会福祉を目的とする事業の実施を通じ、長岡市の地域福祉の向上に貢献してきた。
- ウ) 市町村社協は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。この遂行に向け、職員相互がその使命や役割を自覚し、地域住民に信頼される組織を目指すため、「実践の心」「企画推進の心」「権利を擁護する心」「客観視する心」「誇りある組織とする心」の『五心（ごしん）』を長岡市社協職員の業務の基本姿勢として、各部門（法人運営部門、地域福祉推進部門、相談援助・利用支援部門、介護サービス部門）を横断し、職種や雇用形態を超えた行動規範としての職員倫理綱領を定めるものである。

## 1 実践の心（うごく）

- ・ 利用者が地域社会の一員として快適な生活を営めるよう、専門的知識、技術を駆使し、「安全・安心・安定」を築くサービスを提供します。
- ・ 関係者、関係機関・団体との良好な関係づくりに努め、その地域、利用者に適した福祉活動を実践します。

### 【解説】

- ア) 各種サービスの利用者に対し、単にサービスを提供するのみではなく、サービスの提供を通じ、個々の利用者が、地域の中で心地よい生活が営めるよう支援する必要がある。そのために、社会福祉専門職として持つ知識と技術を駆使し、「安全」「安心」はもちろんのこと、社協は公共性、公益性を持つ機関として、『安定』も重視したサービスの提供を心掛けるものである。
- イ) 関係者、関係機関・団体は、①地区社協・地区福祉会、民生委員児童委員、コミュニティ運営組織等の地域を基盤とした組織並びに、②行政や各種福祉・保健の専門職及び機関、さらに、③必ずしも福祉活動が主眼ではないが、関連する関係者、関係機関を含むものである。地域福祉の推進は、単一の組織のみの力では限界があり、連携態勢の構築が必要であることから、これらの者と良好な関係の構築は良質な活動へつながるものである。
- ウ) その地域、利用者が持つ問題に対し、単なる対応という視点では、ややもすると支援者側の一方的、一過性の支援に陥りやすい。地域福祉推進の専門職、機関として、「対応」ではなく、地域の利用者の状況に応じて、『適応』するという視点を持つものである。

## 2 企画推進の心（すすめる・あゆむ）

- ・ 利用者・地域の声を敏感にとらえ、問題発見からその解決に向け、地域住民や専門機関、各種団体と協働・連携したうえで、地域福祉向上の推進役としての責務を果たします。
- ・ サービスの企画立案にあっては、対象の問題の本質をとらえ、目的、目標、手段を明確にしたうえで、質の高い活動を行います。

### 【解説】

- ア) 表面化している問題解決への取り組みだけではなく、潜在的な問題等を通して、地域の福祉ニーズの把握に向け、常に利用者や地域の声を敏感にとらえる必要がある。

る。小地域ネットワーク活動等におけるニーズ発見のシステムづくりはもちろんのこと、職員側から地域住民や専門機関、各種団体へのアウトリーチ（積極的な支援）を行い、それぞれとネットワークを形成し、協働したうえで、地域福祉向上の推進役となる必要がある。

- イ) 前項の「実践の心」とも関連するが、目先の問題解決のためだけにサービスを提供するのではない。問題の発見から解決に向けた一連のプロセスの中において、対象の問題の本質をとらえ、常に目的、目標、手段を明確にしたうえで活動を行う必要がある。

### 3 権利を擁護する心（まもる）

- ・ 個人を尊重するという理念のもとに、利用者の自立支援と自己決定を旨とし、常に最善の方策を見出して、利益と権利を擁護します。
- ・ 関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報厳正に取り扱います。

#### 【解説】

- ア) 日常生活自立支援事業や、地域包括支援センター業務に見られるよう、利用者保護のための事業を実施しているところであるが、それ以外のすべての活動においても、社会福祉の専門機関として、常に最善の方策を用いて、その者の利益と権利を擁護する必要がある。
- イ) 関係法令に加えて、「長岡市社協 個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー：平成17年12月1日策定）」並びに「長岡市社協 法令遵守マニュアル」を遵守し、長岡市社協職員として信用を失墜することのないように定めているものである。

### 4 客観視する心（みつめる・あらためる）

- ・ 慣例に流されず、かつ、現状に甘んずることなく、常に業務の点検、改善に努めます。
- ・ 福祉専門職としての視点のみではなく、日常生活を通じ一市民としての生活者の視点も磨くよう努めます。

#### 【解説】

- ア) 世の中は絶えず変化している。社協がその時代に適応した活動を行うために、職員は客観的に自己の業務を振り返る姿勢が必要となる。慣例に流されず、現状に甘

んずることなく、業務の点検を厳しく行い、改善に努める旨を定めたものである。

- イ) 社協職員は地域福祉の推進役として、福祉専門職の視点を持つことは大切であるが、一市民としての生活者の視点を忘れてはならない。職務の中ではもちろんのこと、日常生活においても、この視点を磨くよう、定めたものである。

#### 5 誇りある組織とする心（つなぐ・きづく）

- ・ 一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、職員が職域の枠にとらわれず、長岡市の地域福祉推進に向け、チームワークを大切にされた組織を築きます。
- ・ 専門分野の知識、技術のさらなる研さんに努め、職員一人ひとりが主体性と福祉の心を持って、市民から信頼される組織を築きます。

#### 【解説】

- ア) 長岡市社協は本部事務局3課と10支所で構成され、職員数は約350人（平成22年4月現在）で大きな組織となった。そこには、様々な職種の職員が存在するが、職員一人ひとりが持っている能力を最大限に発揮できるよう、互いに個人の能力を認め合いながら、組織としてのチームワークを大切にすることを定めている。
- イ) また、職員個々が、主体性を持って、常に知識、技術の研さんに努め、社協活動に自信と誇りを持ち、市民から信頼される組織を築くことを目指している。